

練馬区選挙管理委員会事務局公式ツイッターに係る運用基準

平成26年10月15日

26練選第461号

(趣旨)

第1条 この基準は、ソーシャルメディアの活用に係る練馬区ガイドライン(平成24年7月1日24練企情第486号)に基づき、練馬区選挙管理委員会事務局公式ツイッターを運用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において定めるツイッターとは、米国Twitter社の提供するソーシャルメディアサービスで、インターネット上で140文字以内の文章を不特定多数の利用者と共有するサービスをいう。

(運用主体)

第3条 練馬区選挙管理委員会事務局公式ツイッターの運用主体は選挙管理委員会事務局とし、アカウントの登録、情報発信、情報管理等の総括的な事務を行う。

(アカウント)

第4条 練馬区選挙管理委員会事務局公式ツイッターのアカウント登録内容はつぎの各号のとおりとする。

- (1) 名前 練馬区選挙管理委員会事務局
- (2) ユーザー名 senkan_nerima
- (3) メールアドレス senkan@city.nerima.tokyo.jp
- (4) パスワードおよびその他事項については、選挙管理委員会事務局長が別に定める。

(発信する内容)

第5条 練馬区選挙管理委員会事務局公式ツイッターでは、選挙制度や選挙啓発活動の情報発信を行い、その内容はつぎの各号のとおりとする。

- (1) 選挙制度に関すること全般
- (2) 選挙啓発に関する情報
- (3) 投票者数など選挙に関する情報
- (4) その他、選挙管理委員会事務局長が適当と認める情報

2 情報配信の内容に誤りがあった場合は、ただちに配信した内容を削除するとともに、訂正した内容を改めて配信する。

(意思決定)

第6条 情報発信の内容については、原則として選挙管理委員会事務局長の決裁を必要とする。ただし、選挙管理委員会事務局長が適当と認めるときは、複数の職員により内容確認を行うことを条件に、決裁を省略できるものとする。

(制限)

第7条 練馬区選挙管理委員会事務局公式ツイッターの制限事項はつぎの各号のとおりとする。

- (1) リプライ(他のユーザーへの個別返信)を行わない。
- (2) 他のアカウントのフォロー(情報の個別受信設定)を行わない。ただし、区の他所管課の公式アカウントや都道府県および市区町村の選挙管理委員会、その他公共機関等が運用する公式アカウントで、フォローすることにより区民へ有益な情報を提供することができると選挙管理委員会事務局長が認めるものへのフォローはこの限りでない。

(なりすまし等の防止)

第8条 第三者によるなりすまし等を防止するため、練馬区選挙管理委員会事務局公式ツイッターのアカウント情報を練馬区公式ホームページの媒体に常時掲載し、公式アカウントであることを明示する。

- 2 なりすまし等を発見した場合は、ただちに前項に掲げる媒体において、なりすまし等が存在することへの注意喚起を行う。
- 3 なりすまし等の防止対策として、経済産業省等の提供する公式アカウントの認証取得申請を行う。

(アカウントの停止または削除)

第9条 ツイッターのシステム上の問題や、運用に支障をきたす事象が発生するなど、継続して練馬区選挙管理委員会事務局公式ツイッターを運用することが困難となった場合には、前条第1項に掲げる媒体においてその理由を明示し、アカウントを停止または削除することができる。

(遵守事項)

第10条 練馬区選挙管理委員会事務局公式ツイッターの運用においては、つぎの各号に掲げる事項を遵守する。

- (1) 練馬区セキュリティ基本方針
- (2) 練馬区情報セキュリティに関する要綱
- (3) 練馬区個人情報保護条例
- (4) 練馬区個人情報保護条例施行規則
- (5) その他、法令や国等が定めるガイドライン等で、練馬区選挙管理委員会事務局公式ツイッターの運用に関わるもの

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この基準は、平成26年12月1日から施行する。